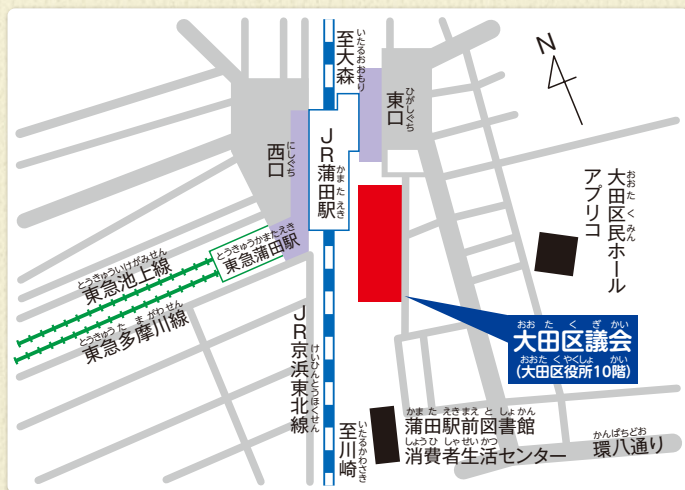


 おお た く ぎ かい 大田区議会へのご案内



こうつう き かん
交通機関

● J R 浦田駅東口から徒歩1分 (J R 京浜東北線・東急多摩川線・池上線)

おお た く ぎ かい
大田区議会HPは
こちらから



れい わ ねん がつ はっ こう
令和7年9月発行
おお た く ぎ かい
大田区議会
〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号
TEL 03(5744)1474
FAX 03(5744)1541
<https://www.city.ota.tokyo.jp/gikai/>

わたし
まな 学んで
みよう! 私たちの
おお た く ぎ かい
大田区議会



おお た く ぎ かい
大田区議会ガイドブック

れい わ ねん がつ はっ こう
令和7年9月発行

はじめに

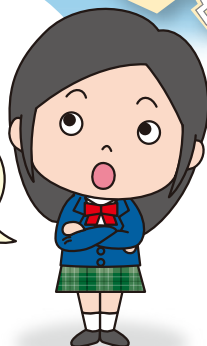
大田区の面積は61.86平方キロメートルで東京23区で第1位、人口は74万人を超え、23区で第3位です。

大田区は、空の玄関口である羽田空港、高い技術力を誇る多くの町工場、にぎわう商店街、歴史ある文化財、多摩川などの豊かな自然と、様々な魅力にあふれています。

令和7年4月1日現在



大田区民が大田区の大事なことを決める時、74万人の意見をまとめるのは大変!!
でも、どうやったらみんなの意見を反映できるんだろう?



選挙で区民の代表を決めればいいんだ!

だから大田区議会議員を私たちの代表として選ぶんだね!



平成28年夏の参議院選挙から、18歳以上のみなさんが投票できるようになりました。



選挙により、大田区民から選ばれたのが、私たち大田区議会の議員です!

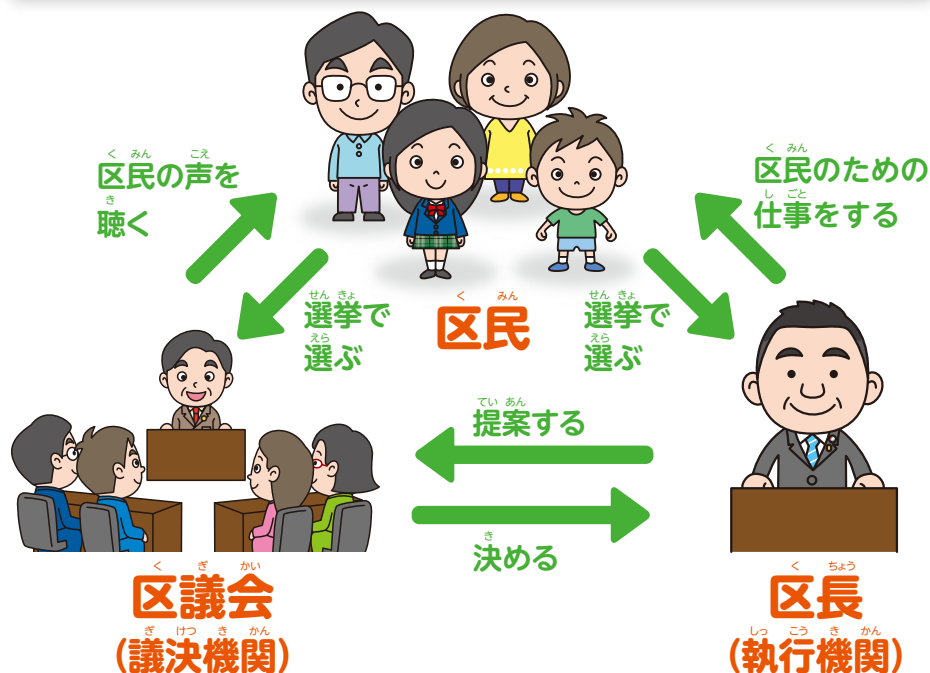
私たちがいる大田区議会は、何をしているのか、次のページから具体的に見ていきましょう!



目次

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| P1 … 区議会は何をすること? | P10 … 区民が区議会に対してできること |
| P2 … 区議会のしくみ | P11 … 請願・陳情とは? |
| P3 … 区議会の主な仕事 | P12 … 願いが形になるまで〜公園編〜 |
| P4 … 区議会の流れ | P13 … 区議会の活動を知るには① |
| P5 … 本会議とは? | P14 … 区議会の活動を知るには② |
| P6 … 委員会とは? | P15 … 議会中継 |
| P7 … 委員会活動とは? | 聴覚などに障がいのある方へ |
| P8 … 話し合いはどこをするの? | P16 … 区議会議員名簿 |
| P9 … 議員の地域活動とは? | P20 … 鉄道と魅力的なまちづくり宣言 |

区議会は何をすところ？



大田区議会は、選挙で選ばれた区議会議員の集まる場です。区議会では、区や議員からの提案（議案）をもとに、区民の身近な問題を話し合い、区の条例や予算などを定めます。また、議会で決めたことが正しく行われているか、区民の暮らしにどのように役立っているかをチェックします。

議員や区長に立候補できるのは、満25歳以上の日本国民です。議員に立候補するには、大田区内に引き続き3か月以上住んでいることも必要です。



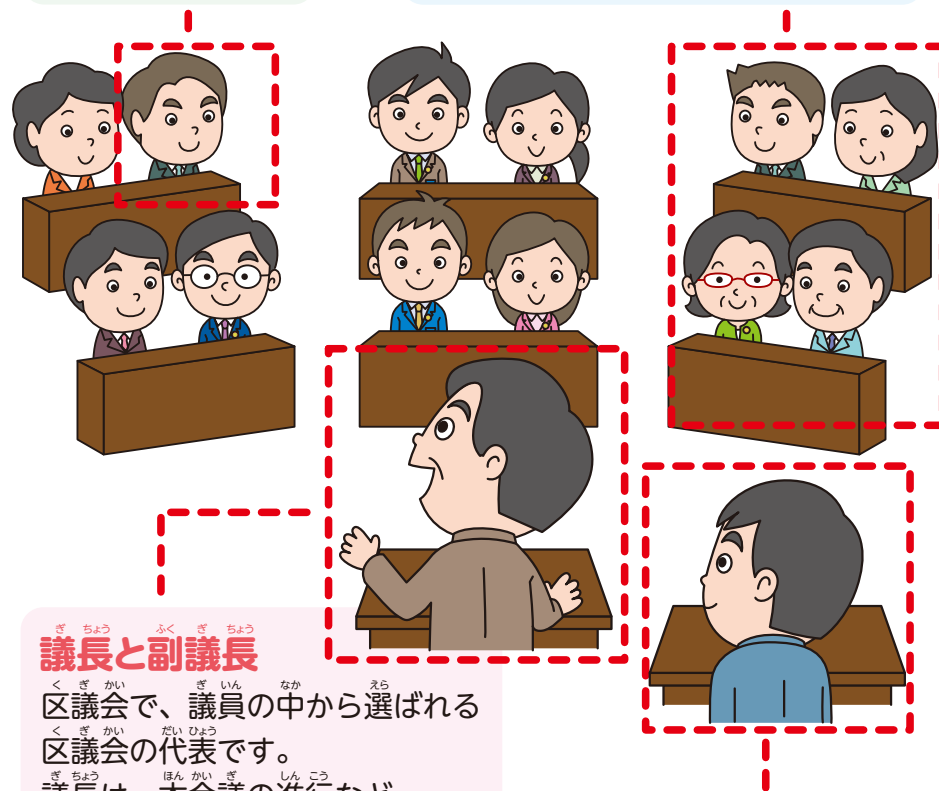
区議会のしくみ

議員

4年に一度選挙で選ばれます。

会派

同じ考えのもとに活動をとにする議員の集まりです。



議長と副議長

区議会で、議員の中から選ばれる区議会の代表です。議長は、本会議の進行など、議会での話し合いがスムーズに進むように様々な仕事をします。副議長は、議長の仕事を助け、議長がいないときなどに議長の代わりをします。

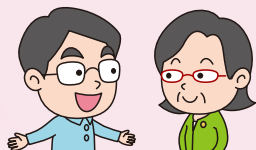
議会事務局

区の職員が区議会の活動を補助する仕事をします。

区議会の主な仕事

区民の声を聴く

区民からの様々な意見を聴きます。
 請願・陳情などもこれに当たります。



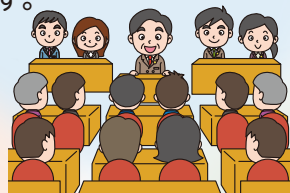
意見書の提出

大田区を暮らしやすいまちにするために必要なことを、国や東京都などに要望するため、議会の考えをまとめて、意見書として提出します。



議案の提出

大田区をより良くするために、議員が議案を作り議会に提出します。この議案は、区長が提出した議案と同じように議会で議論します。



議決

議会の考えを決定することを議決※と
 いいます。議会の最も基本的な役割です。区民が守るルールである条例を制定・改正・廃止するほか、予算の決定や決算の認定を行います。

区の仕事のチェック

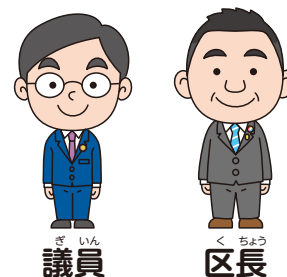
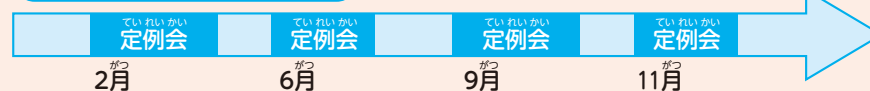
正しく仕事が行われているか、区役所の事務をチェックします。

※ 議決する案件は、法律で定めているもののほか、区が条例で定めているものがあります。大田区議会では、「基本構想の策定及び改廃」、「宣言の制定及び改廃」、「姉妹都市又は友好都市協定締結の決定及び解除」を議決案件として条例に規定しています。

区議会の流れ

区議会の仕事は、どのように進んでいくのでしょうか。

本会議の年間スケジュール



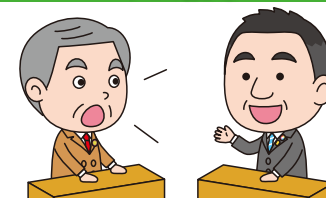
委員会



より良い区民生活の実現のために

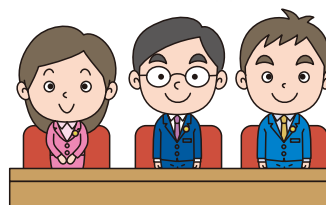


本会議①



議案の内容が説明され、議員は質疑を、区長などが答えます。その後、担当する委員会に議案を割り振ります。

本会議②



各委員会の審査結果を報告します。その後、議案について賛成か反対かを多数決で決定します。

本会議とは？

本会議とは、議員全員が集まる会議で、議会の考えが決定されます。会議を開くには、議員定数（50人）の半分以上の出席が必要です。大田区議会には、定期的に開く定例会（年4回）と、必要な時に開く臨時会があります。

議案が可決されるまで

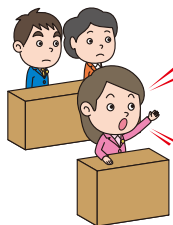
議案の提出

議案が、区長や議員、委員会から提出されます。



提案理由説明、質疑・答弁

議案の提出者が内容や提案理由などを説明し、その議案に対して議員が質問を行います（質疑）。それに対し、提出者が答えます（答弁）。



委員長報告

各委員会の委員長が議案の審査結果を本会議で報告します。



委員会付託・審査

議案を詳しく審査するために、関係する委員会に割り振ります（付託）。付託された議案は各委員会で審査します。



→詳しくは質疑・答弁(P6)へ

討論



議員が議案について賛成・反対の意見を述べます（討論）。

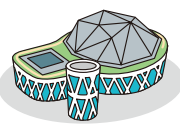
表決

異議なし！



議案について、賛成か反対かを決めます（表決）。

施策の実施



区は議会が可決した議案の内容を実施します。

委員会とは？

区議会に提出される議案や請願・陳情は数が多く、内容が幅広い分野にわたっています。そのため、部門ごとの委員会に分けて、議案や請願・陳情などを専門的、効率的に審査しています。

議案、請願・陳情の委員会での審査の流れ

質疑・答弁

本会議から付託された議案や請願・陳情などについて、詳しく説明を受けます。その後、議員が議論を行います。



討論

議員が賛成・反対の意見を述べます。



表決

委員会として議案に賛成か反対かを決めます。



→委員長報告(P5)へ

その他の委員会活動

所管 事務の調査

区から詳しく説明や報告を受け、質問や要望を行い、区役所の仕事を細かくチェックします。



所管 施設の調査

委員会は会議室で話し合うばかりではなく、実際に現地へ足を運び、その様子を調査します。



関係機関への要望の提案

国や東京都など関係機関に対しての要望を提案します。



先進都市の調査

参考となるような他都市の調査を行っています。



8

議員の地域活動とは？

議員は区民の声を区政に届けるための活動をしています。たくさんの区民の意見を聴くために行っている「地域活動」の一部を見てみましょう。

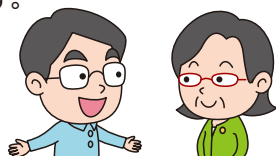
区政報告

議会活動の報告をしたり、自分の考えを区民に説明するなど、区民と意見交換を行っています。



区政相談

区役所の仕事に対する区民の疑問や要望など、様々な相談や意見などを受け付けています。



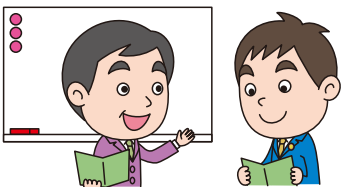
地域の問題解決

子育て、福祉など地域の様々な問題について、解決するように区に求め、協力して解決にあたっています。



区政調査・研修会

区民に、区の仕事について理解を深め興味を持ってもらえるように、区政の調査や研修会などを行っています。



地域行事

地域の行事（防災訓練、敬老会、お祭り、運動会など）に平日頃から積極的に参加して区民と触れ合うことで、信頼関係を築いています。

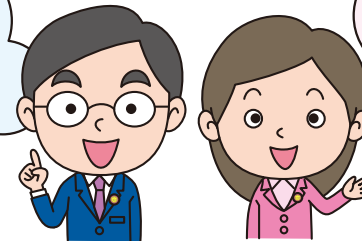


区民が区議会に対してできること

「直接請求」ができます

わが国では、選挙で選ばれた代表者（区議会議員・区長）が区民のための仕事を行う間接民主制を採用しています。その中で、区民の意思を直接政治に反映させることができる制度が直接請求です。

条例の制定・改廃の請求は、有権者の50分の1以上の署名を区長に提出することが必要です。



議会の解散の請求、議員や区長などの解職の請求は、有権者の3分の1以上の署名※1を選挙管理委員会に提出することが必要です。

「請願・陳情」の提出ができます

請願は、憲法第16条※2で保障されている国民の権利です。区議会に請願する場合は、議員の紹介が必要となります。陳情は、請願と同じ趣旨ですが、議員の紹介が不要となります。

→（請願・陳情の詳細はP11へ）

「傍聴」ができます

本会議や委員会は、誰でも会議の様子を見たり聴いたり（傍聴）することができます。本会議の傍聴受付は区役所本庁舎11階、委員会の傍聴受付は区役所本庁舎10階の議会事務局です。

現在、本会議場の傍聴席は、いす席69席、親子傍聴席4席の計73席と車いす用スペースがあります。親子傍聴席は防音設備が整っており、お子様と一緒に安心して傍聴することができます。



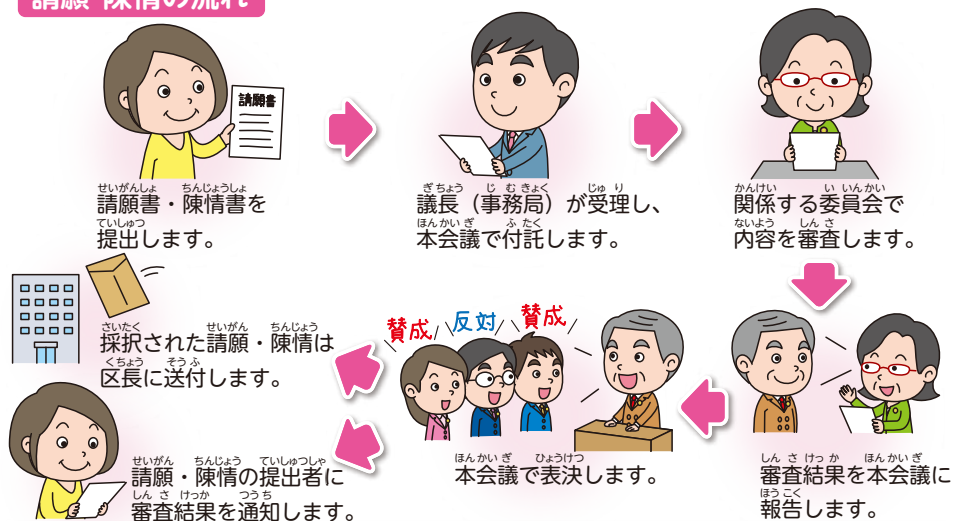
※1 3分の1の場合、約21万人の署名が必要ですが、大田区は選挙権を有する区民が40万人を超えているため、条件が緩やかとなり、約17万人となります（令和7年6月2日現在）。

※2 【憲法第16条】何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

せ い がん ちん じょう 請願・陳情とは？

区議会は、区政に関することや区民の要望を、請願・陳情として受け付けており、どなたでも提出できます。原則として請願（紹介議員が必要）と陳情（紹介議員は不要）の審査は同じ扱いです。

せ い がん ちん じょう な が 請願・陳情の流れ



き ざい れい 記載例

請願・陳情書（記載例）

年 月 日

大田区議会議員あて

請願者（陳情者）
住所
氏名
電話番号
（署名又は印を捺印）

紹介議員（請願には不要）
氏名
電話番号
（署名又は印を捺印）

請願（陳情）の趣旨
1
2
理由

署名の字数は40字以内

請願の趣旨は、紹介議員は不要

つぎ がい とつ ちん じょう しん さ ば あい 次に該当する陳情は審査されません。

- ① 著しく個人、団体などをひぼう、中傷をし、その個人、団体などの名誉毀損、信用失墜のおそれがあると判断したもの
- ② 脅迫、恐喝など、公序良俗に反する用語の使用があるもの
- ③ 郵送されたもの
- ④ 住所、連絡先が不十分で連絡のとれないもの
- ⑤ 同一期内でおおむね1年を経過していない同趣旨のもので、状況の変化がないと認められるもの
- ⑥ マンション紛争など、私人間で解決すべき内容を含むもの
- ⑦ 既に願意が達成されていると思われるもの
- ⑧ その他議会の審査になじまないと議長が判断したもの

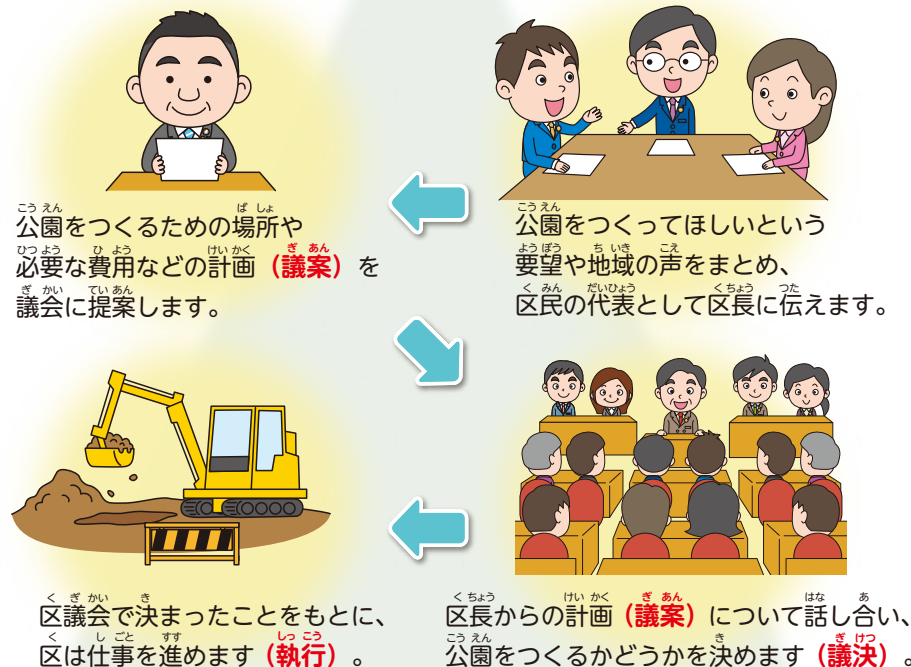
ね が かたち こう えん へん 願いが形になるまで～公園編～

みんなで遊べる公園をつかってほしい!!

区民

区長（執行機関）

区議会（議決機関）



完成です!!



区議会の活動を知るには①

区民に区議会をより身近に感じてもらうため、大田区議会ではホームページや大田区公式Xなどで広報活動を行っています。ホームページでは会議の日程、議案や請願・陳情の審査結果、動画や会議録、区議会の刊行物などを見ることができます。

ホームページ

大田区議会

検索



かんたん
簡単アクセス！



YouTubeで配信している
「大田区議会チャンネル」です。



区議会の活動を知るには②

大田区議会では刊行物として、おおた区議会だよりや区議会年報、区議会概要、区議会会議録などを発行しています。

おおた区議会だよりには、定例会での質問の要旨や会議の結果、予算・決算に対する各会派の意見などを掲載しています。

これらの刊行物については、区立図書館、区政情報コーナー（区役所本庁舎2階）でご覧になれます。また、ホームページからでもご覧になれます。

※区議会概要を除く。



かんたん
簡単アクセス！



おおた区議会だよりは定例会・臨時会ごとに発行されます。新聞折込や、区施設（区立図書館、特別出張所など）で配布しているほか、区内のＪＲ・私鉄駅などに設置されている広報スタンドに置いています。



議会中継

本会議及び予算・決算特別委員会を、動画共有サイトYouTube内の大田区議会チャンネルでライブ及び録画配信を行っているほか、区役所本庁舎1階ロビーでライブ映像を放映しています。
詳細は、大田区議会のホームページをご確認ください。



議会中継に関する
情報はコチラ

聴覚などに障がいのある方へ

大田区議会では、多くの方に安心して議会の傍聴していただけるよう、音声認識文字変換ツール（UDトーク）の設置、手話通訳者の配置、FM補聴システムの受信機の貸し出しを行っています。

本会議場で行われる会議

音声認識文字変換ツール（UDトーク）

傍聴席に設置された液晶モニターに議場での発言内容をリアルタイムで表示しています。



本会議と委員会

●手話通訳を希望される方

傍聴希望日の7日前までに議会事務局へお申し出ください。

●FM補聴の利用を希望される方

傍聴の際にお申し出ください。

【連絡先】議会事務局
FAX 03(5744)1541
TEL 03(5744)1474

区議会議員名簿

会派名称・電話番号

自民・無所属	自由民主党大田区議団・無所属の会	☎03(5744)1480
公明	大田区議会公明党	☎03(5744)1488
つばさ	つばさ大田区議団	☎03(5744)1718
共産	日本共産党大田区議団	☎03(5744)1477
立憲	立憲民主党大田区議団	☎03(5744)1475
維新	日本維新の会大田区議団	☎03(5744)1155
都ファ・国民	大田区議会 都民ファーストの会・国民民主党	☎03(5744)1380
フェア民	フェアな民主主義	☎03(5744)1469
れ新	OTA れいわ新選組	☎03(5744)1675
子ども防災	大田子ども防災会	☎03(5744)1717

五十音順 令和7年8月1日現在 ①～⑤① 数字は議席番号（議場の略図と議席はP19）

あき なり
秋成 おさむ

公明 こうめい 18



ゆう た
あまの 雄太

公明 こうめい 26



い さ じ ごう
伊佐治 剛

自民・無所属 じみん・むしよぞく 8



い とう
伊藤 つばさ

つばさ 39



いぬ ぶし ひで かず
犬伏 秀一

つばさ 35



けい すけ
えびさわ 圭介

自民・無所属 じみん・むしよぞく 10



おお はし
大橋 たけし

公明 こうめい 20



おお もり あき ひこ
大森 昭彦

自民・無所属 じみん・むしよぞく 3



おかもと ゆみ
岡元 由美
公明 こうめい

17



お がわ
小川 あずさ
立 憲 りっけん

45



おし み りゅう た
押見 隆太
自民・無所属 じみん・むしよぞく

6



かき しま こう へい
柿島 耕平
自民・無所属 じみん・むしよぞく

15



きた むら
北村 やよい
自民・無所属 じみん・むしよぞく

13



こ みね
小峰 よしえ
公明 こうめい

21



さ とう しん
佐藤 伸
共 産 きょうさん

28



さ とう
佐藤 なおみ
都ファ・国民 とふあ・こくみん

43



め
しおの目 まさき
自民・無所属 じみん・むしよぞく

4



し みず きく み
清水 菊美
共 産 きょうさん

27



し みず
清水 ちこ
つばさ

40



しょうじま たか ひろ
庄嶋 孝広
立 憲 りっけん

47



すえ やす ひろ あき
末安 広明
公明 こうめい

24



いく え
すがや 郁恵
共 産 きょうさん

29



すぎ やま
杉山 かずのり
子ども防災 こどもぼうさい

42



すぎ やま
杉山 こういち
共 産 きょうさん

30



すず き たか ゆき
鈴木 隆之
自民・無所属 じみん・むしよぞく

7



すず き
鈴木 ひろこ
つばさ

41



すず き
鈴木 ゆみ
公明 こうめい

25



す どう えい じ
須藤 英児
つばさ

38



たか せ さん とく
高瀬 三徳
自民・無所属 じみん・むしよぞく

2



たか やま ゆう いち
高山 雄一
自民・無所属 じみん・むしよぞく

11



た じま かず お
田島 和雄
公明 こうめい

23



た むら ひで き
田村 英樹
公明 こうめい

19



つ だ とも き
津田 智紀
立 憲 りっけん

46



つばき
椿 しんいち
公明 こうめい

22



てら だ
寺田 かずとも
れ 新 れしん

50



てん さか だい すけ
天坂 大介
自民・無所属 じみん・むしよぞく

14



やま
とく山 れいこ
都ファ・国民 とふあ・こくみん

44



なか つば えつ こ
中坪 悦子
自民・無所属 じみん・むしよぞく

12



な す り え
奈須 利江
フェア民 ふえあみん

49



ひら の はる もち
平野 春望
立 憲 りっけん

48



ほん だ
本多 たかまさ

維新 いしん 33



まつ ばら はじめ
松原 元

つばさ 36



まつ ばら ひで のり
松原 秀典

自民・無所属 じみん・むしよぞく 1



まつ もと ひろ ゆき
松本 洋之

公明 こうめい 16



ま ばし やすとき
馬橋 やすとき

自民・無所属 じみん・むしよぞく 9



み さわ せい た ろう
三沢 清太郎

維新 いしん 32



みや ざき かずま
宮崎 かずま

維新 いしん 34



むら いし ま い こ
村石 真依子

共産 きょうさん 31



5 37 は欠番

議場の略図と議席

り じ し ゃ せ き
理事者席

ぎ ち ょ う せ き
議長席

り じ し ゃ せ き
理事者席

え ん だ ん
演壇

※数字は議席番号

47	48	32	33	34
45	46	41	39	40
30	31	49	37 欠番	38
27	28	29	35	36

50	44	43	42
	26	25	24
23	22	21	20
19	18	17	16

15	14	13	12	11
10	9	8	7	6
5 欠番	4	3	2	1

ぼ う ち ょ う せ き か い い じ ょ う
傍聴席(階上)

鉄道と魅力的なまちづくり宣言

～夢あふれ誰からも選ばれる都市「おおた」を目指して～

つなげていこう 環境に優しい 鉄道ネットワークを
つくっていこう 鉄道とともに発展する おおたのまちを
のこしていこう 人が交流しにぎわう 魅力的なまちを

東京国際(羽田)空港を擁し、多様な産業が織りなし成長してきた大田のまち。
その発展を支えた鉄道網。現代においても、鉄道は、環境に優しく人々の生活に
欠かせない利便性の高い公共交通である。

大田のまちが将来にわたり持続的に発展するよう、鉄道ネットワークをさら
に充実させ、夢あふれ誰からも選ばれる都市「おおた」を目指した魅力的なまち
づくりに取り組むことを宣言する。

令和4年12月21日 大田区

※大田区は、ほかに「大田区平和都市宣言」や「スポーツ健康都市宣言」、
「国際都市おおた宣言」などを宣言しています。